

地域包括ケア病床に入院される患者様へ（在宅復帰支援病床）

1. 「地域包括ケア病床」とは

一般病床において急性期治療を経過されて、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある方、看護必要度の高い方の治療継続、在宅復帰に向けたリハビリテーションを必要に応じて行い在宅復帰を目的とした、厚生労働省に設置が認められている病床です。

地域包括ケア病棟入院診療計画書に基づき、主治医をはじめ看護師、専従のリハビリテーションスタッフ、医療ソーシャルワーカー等が協力し、患者様の在宅復帰に向けた準備、相談を行っていきます。

● 当院の地域包括ケア病床

病棟	病室
3階病棟	310号室 311号室

2. 対象となる患者様とは

- ①入院治療により状態は改善したが、在宅に戻るには、もう少し経過観察が必要な方。
- ②入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方。
- ③在宅での療養準備が必要な方。（介護指導、住宅改修等）
- ④福祉施設（有料老人ホームや特別養護老人ホーム等）入所準備中の方。

（注）入院期間は、状態に応じて60日が限度になっております。

3. 「地域包括ケア入院医療管理料」について

地域包括ケア病床（在宅復帰支援病床）に入院された場合、入院基本料・投薬料・注射料・簡単な処置料・検査料・画像診断料・リハビリテーションを含み、「地域包括ケア入院医療管理料」として1日1回算定されるようになります。

なお、退院時処方薬は包括範囲から外れるため、個別算定になります。

算定基準の変更に伴い、患者様への請求金額が転室前と変わりますので、ご了承ください。なお、後期高齢者（75歳以上）の方は月の医療費の負担上限が定められていますので、一般病棟の場合と負担上限は変わりません。